二一〇六・九〇	ＣＣ（第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二一〇二・九〇号の果実又は野菜から得たものを除く。）に限る。）（果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）に限る。） ＣＣ（第二〇類の材料からの変更を除く。）（ゼラチンに入った果実であって、当該果実の含有量が全重量の二十パーセントを超えるものに限る。） ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える調製品に限る。） ＣＣ（第一七類の材料からの変更を除く。）（糖水に限る。） ＣＣ。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える調製品に限る。）
二二〇二・九一―二二〇二・九九	ＣＣ（第一二・一二・九九号の材料からの変更を除く。）（こんにゃく調製品に限る。） ＣＴＳＨ（その他の産品） 注　二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。
二二〇六・〇〇・一〇〇	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）（ミルクを含有する飲料に限る。） ＣＣ（第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二一〇六・九〇号の果実若しくは野菜から得たものを除く。）（果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜のジュースからの変更を除く。）に限る。） ＣＣ（その他の産品） 注　二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。
二二一・〇九	ＣＴＨ
二三〇九・一〇	ＣＴＨ
二三〇九・九〇	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）（飼料用に供する種類の調製品であって、乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。） ＣＴＨ。ただし、第一〇・〇六項の非原産材料の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（ペットフード以外の調製品であって、米の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるものに限る。） ＣＴＨ（その他の産品） 注　二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。
二九〇五・四三―二九〇五・四五	ＣＴＳＨ
三三〇一・一二―三三〇一・九〇	ＣＴＳＨ
三五〇一・一〇―三五〇一・九〇	ＣＴＳＨ
三五〇二・一一―三五〇二・一九	ＣＴＨ
三五〇二・二〇―三五〇二・九〇	ＣＴＳＨ
三五・〇四	ＣＴＨ
三五〇五・一〇―三五〇五・二〇	ＣＴＨ
三八〇九・一〇	ＣＴＨ
三八二三・一一―三八二三・七〇	ＣＴＳＨ

（附属書Ⅱは、英語により作成され、この協定の不可分の一部を成す。）

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志

（右条約の英文）

TRADE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

Japan and the United States of America (“the Parties”) have agreed as follows:

Article 1

For the purposes of this Agreement:

(a) “customs duty” means any duty or charge of any kind imposed on or in connection with the importation of a good, and any surtax or surcharge imposed in connection with such importation, but does not include any:

(i) charge equivalent to an internal tax imposed consistently with paragraph 2 of Article III of the GATT 1994;

(ii) fee or other charge in connection with the importation commensurate with the cost of services rendered; or

(iii) antidumping or countervailing duty;

(b) “existing” means in effect on the date of entry into force of this Agreement;

(c) “GATT 1994” means the *General Agreement on Tariffs and Trade 1994* in Annex 1A to the WTO Agreement;

(d) “originating” means qualifying as originating in accordance with Annex I, with respect to Japan, or Annex II, with respect to the United States;

(e) “WTO” means the World Trade Organization; and

(f) “WTO Agreement” means the *Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization*, done at Marrakesh on April 15, 1994.

Article 2

Each Party affirms its existing rights and obligations with respect to the other Party under the WTO Agreement and other agreements to which both Parties are party.